

諮問第975号
令和4年6月10日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 様

世田谷区長
保坂展



世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「広聴業務」における外部の電子計算機との回線結合について
(LINEを活用した広聴業務の実施)

諮問第975号

「広聴業務」における外部の電子計算機との回線結合について
(LINEを活用した広聴業務の実施)

令和4年6月17日
政策経営部広報広聴課
DX推進担当部DX推進担当課

1 回線結合する理由

広聴業務は、区民等から区への意見・要望を聴き、区政への反映を図るとともに、相談を受け、区民生活の安定を図るために区のさまざまな所管課（以下「広聴業務実施所管課」という。）において実施しているところである。

現在、パブリックコメントにおいては、はがきやFAX、区ホームページで意見を提出できるようにしているが、区民等からSNSを利用して意見を提出したいという要望が寄せられている。このことについて検討した結果、区民等により身近な手法として、LINEアカウントを利用して区アカウントに対し意見を送信する方法を取り入れることとする。

また、広聴業務実施所管課が実施している施設やイベント、事業に対する意見を求める区民向けのアンケート調査等については、アンケート用紙やお知らせを配架、配布すること等により周知し、アンケート用紙の回収や電子申請システムを利用して意見を募っている。こちらについても、LINEアカウントを利用して提出できるようにし、より多くの区民等から意見を募ることができるようにする。

区民等から提出された意見については、広聴業務実施所管課がID及びパスワードを用いて、区アカウント管理WEBサイト（以下「管理サイト」という。）へログインし、データをダウンロードした後、その内容を確認する。

以上の理由から、区の電子計算機とインターネット上の管理サイトを回線結合するものである。

2 回線結合の相手方 管理サイト

3 諮問の趣旨

本件は、LINEを活用した広聴業務を行うにあたり、区の電子計算機とインターネット上の管理サイトを回線結合するものであり、世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき諮問する。

- 4 対象となる個人の範囲
区アカウントを利用して意見の提出を希望する区民等
- 5 回線結合する個人情報の項目及び件数
 - (1) 個人情報の項目
氏名、住所、性別、年代、LINEアカウント、意見の内容
 - (2) 件数(見込み)
約9,000件
- 6 回線結合の方法
区に設置されている電子計算機とインターネット上の管理サイトを、インターネット回線で接続する。
- 7 相手方の個人情報の保護管理体制
以下のセキュリティ対策を講じてデータを保護している。
 - (1) 通信の暗号化
区の電子計算機と相手方のサーバとの間の通信は、第三者に解読されることのないよう、暗号化されている。
 - (2) サーバの管理
サーバは、厳重に管理されたデータセンターに設置されており、ファイアウォールによる不正侵入の防止、稼働状況の監視、サーバにアクセスできる担当者の限定等、必要な措置が講じられている。
管理サイトのクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づく認定、ASP・SaaS安全・信頼性情報開示認定(一般社団法人日本クラウド産業協会)のほか、ISO27001/27018、SOC1/SOC2/SOC3等の認証を受けており、セキュリティが確保されている。
- 8 区の個人情報の保護管理体制
 - (1) 区の情報セキュリティ対策基準並びに広聴業務実施所管課及びDX推進担当課の情報セキュリティ実施手順書を遵守したセキュリティ対策を講じる。
 - (2) 管理サイトのID及びパスワードは、使用できる操作者及び期間を限定する。
 - (3) 広聴業務実施時の運用
DX推進担当課は、広聴業務実施所管課に対して管理サイトのIDを発行し、当該広聴業務のデータ閲覧権限を付与する(他IDから当該広聴データにアクセス不可)。広聴業務実施所管課は、管理サイトからデータを区ファイルサーバに取り込む。当該広聴業務が終了後、速やかに管理サイトからデータを削除し、DX推進担当課の確認を受ける。
- 9 回線結合の開始時期及び期間
令和4年7月1日から継続して行う。

諮問第976号

令和4年6月10日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 様

世田谷区長

保坂展



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「里親支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(里親の普及啓発、研修・トレーニング及び里親養育の支援業務委託における個人情報の項目の追加)

諮問第976号

「里親支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(里親の普及啓発、研修・トレーニング及び里親養育の支援業務委託における個人情報の項目の追加)

令和4年6月17日
子ども・若者部児童相談支援課

1 委託の件名

里親制度の普及啓発、研修・トレーニング及び里親養育の支援業務委託

2 委託の内容

区では、令和2年4月の児童相談所開設に伴い、児童福祉法に定める里親制度の普及啓発、研修・トレーニング及び里親養育の支援業務(以下「里親支援業務」という。)を外部委託により実施している。

現在、里親支援業務は、対面又は電話対応で実施しているが、里親が里親支援機関に相談することに対する垣根をより低くするため、ZOOM等オンラインを活用した支援を新たに取り入れ、里親が地域から孤立することを防ぎ、ひいては里親不調、被措置児童等虐待に発展しないよう、効率的に里親支援を実施する。

以上のことから、委託先の取り扱う個人情報の項目を追加する。

3 諮問の趣旨

本件は、里親支援業務委託において新たに取り扱う個人情報の項目を追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

里親登録希望者及び里親登録者のうち、オンラインによる支援を希望する者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

里親制度の普及啓発、問い合わせ対応、登録手続補助及び研修業務

- ・区から委託先へ提供するもの

新たな項目：なし

- ・委託先が本人から収集するもの

新たな項目：メールアドレス

- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

新たな項目：なし

里親登録者に対する相談業務

- ・区から委託先へ提供するもの

新たな項目：なし

- ・委託先が本人から収集するもの

新たな項目：メールアドレス

- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

新たな項目：なし

(2) 件数(見込み)

里親制度の普及啓発、問い合わせ対応、登録手続補助及び研修業務

里親登録希望者 約30件(年間)

里親登録者 約20件(年間)

里親登録者に対する相談業務

里親登録者 約50件(年間)

6 個人情報を取り扱う場所

区児童相談所及び委託先の施設

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

口頭及び文書による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報の保護管理に関する規程を定め、職員の研修を行うなど個人情報の保護管理体制が確立している。

(2) 個人情報を含む文書は、施錠できる室内キャビネットで保管する。

(3) 入退室管理、防犯対策が講じられている。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和4年7月から継続して行う。

13 委託先（参考）

- （ 1 ）里親制度の普及啓発、問い合わせ対応、登録手続補助及び研修業務
社会福祉法人東京育成園
- （ 2 ）里親登録者に対する相談業務
一般社団法人東京公認心理師協会、NPO法人東京養育家庭の会

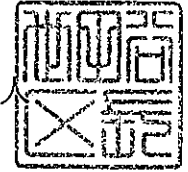
諮問第977号

令和4年6月10日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 様

世田谷区長

保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「子ども家庭支援業務」及び「児童相談所業務」における外部の電子計算機との回線結合について
(クラウド上のオンライン会議の活用)

諮問第977号

「子ども家庭支援業務」及び「児童相談所業務」における外部の電子計算機との回線結合について

(クラウド上のオンライン会議の活用)

令和4年6月17日
各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
子ども・若者部児童相談支援課
児童相談所副所長

1 回線結合する理由

区は児童虐待対応において、対象児童に関わりのある医療機関等児童虐待対応にあたり関係する機関(以下「関係機関」という。)との情報共有や支援内容の協議等を通して、迅速かつ適切に関係機関と連携を図り、対象児童への対応や支援を行ってきた。特に、関係機関が状況変化やリスクを把握した場合や主たる支援機関が関係機関の場合等は、関係機関からの要請に基づき、早急に協議を実施することとしている。

しかし、新型コロナウイルス感染症が拡大する現状では、対面での協議実施の困難度合いが高まっているため、会場や人数制限等の制約のない柔軟な会議の実現が求められている。

そこで、インターネットを活用し、インターネット上に構築されたクラウド型の会議システム(以下「会議システム」という。)の中の関係機関が主催する会議室(以下「会議室」という。)に接続することにより、関係機関のオンライン会議への参加要請に対応し、迅速な協議の実施を実現する環境を構築する。

以上のことから、区の電子計算機とクラウドサービス提供事業者が提供する電子計算機を回線結合する必要がある。

なお、本件は、区が「主催者」ではなく「参加者」となる場合であることから、以前に包括的に審議をいただき以後は報告事項として承認された令和3年度第6回情報公開・個人情報保護審議会諮問第964号の条件の範囲を超えるため、今回諮問するものである。

2 回線結合の相手方

会議システムを提供するクラウドサービス提供事業者

(Zoom Video Communications、Microsoft、Cisco Systems)

3 諮問の趣旨

本件は、区の電子計算機とクラウドサービス提供事業者の電子計算機を回線結合するものであり、世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

会議の議事において取り扱われる児童

5 回線結合する個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、性別、家族状況、心身の状況（既往歴等）、生活状況、相談内容、援助内容

(2) 件数（見込み）

約100件（年間）

6 回線結合の方法

(1) 関係機関から区の各課のメールアドレスへ会議室の開始日時、会議室へのURL、参加者ID及びパスワードが送信される。

(2) 指定の日時に、区及び関係機関との双方がクラウドサービス提供事業者の会議システムに接続し、関係機関が設置した会議室において、対象事案についての協議を行う。

7 相手方の個人情報の保護管理体制

各クラウドサービス提供事業者は、ICT業界やセキュリティ機関からの高い評価や認証を受けており、適切な認証や暗号化の設定、セキュリティポリシーの遵守など本人の同意に基づいた最低限の個人情報の適切な保護と利用に努めている。また、活動する地域で適用される、個人情報の保護とプライバシーに関する法、規則及び規制に準拠している。

8 区の個人情報の保護管理体制

区の情報セキュリティ対策基準並びに各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課、児童相談支援課及び児童相談所副所長の情報セキュリティ実施手順書を遵守する。

9 回線結合の開始時期及び期間

令和4年8月から継続して行う。

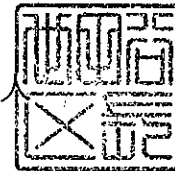
諮問第978号

令和4年6月10日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 様

世田谷区長

保坂展



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「児童相談所業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(世田谷区児童相談所の第三者評価の実施委託)

諮問第 9 7 8 号

「児童相談所業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(世田谷区児童相談所の第三者評価の実施委託)

令和 4 年 6 月 1 7 日
子ども・若者部児童相談支援課
児童相談所 副 所 長

1 委託の件名

世田谷区児童相談所の第三者評価の実施委託

2 委託の内容

児童福祉法第 1 2 条第 6 項では、児童相談所設置主体は、児童相談所の「業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない」と規定されている。

児童相談所業務の質の評価の仕組みについては、関係閣僚会議において決定された「児童虐待対策の抜本的強化について」の中においても「第三者評価など児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとする」とされており、第三者による評価の実施が求められているところである。

このことを踏まえ、区児童相談所の第三者評価を外部委託により実施する。

第三者評価においては、その内容に個別の案件に係る児童相談所での業務状況の評価が含まれることから、区児童相談所で取り扱っている案件のうち、抽出された案件に係る情報を提供し、委託先において各案件の事務の状況を確認し評価する。

3 諮問の趣旨

本件は、区児童相談所の第三者評価の実施を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第 1 2 条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

児童相談所で管理する児童及び保護者等、里親

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

- ・区から委託先へ提供するもの

別紙「個人情報の項目一覧表」参照

- ・委託先が本人から収集するもの
なし
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの
なし

(2) 件数(見込み)

約50件

6 個人情報を取り扱う場所
区児童相談所の事務室

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無
なし

8 委託先との個人情報の授受の方法
口頭及び文書による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無
なし

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報保護管理に関する内部規程が定められ、個人情報の保護管理体制が確立されている。

(2) 個人情報を含む文書は、施錠できる室内で保管している。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持並びに目的外使用及び外部提供の禁止等を定めた「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和4年7月から令和5年3月まで
(概ね3年毎に繰り返し実施する。)

13 委託先(参考)

未定

個人情報項目一覧表

分野	項目名
相談・会議・世帯	世帯情報（住所、氏名、生年月日、性別、続柄、電話番号）
	相談情報
	家族構成情報
	児童記録票
	生育史情報
	ケース履歴情報
	心理診断情報
	医学診断情報
	アセスメントシート情報
	援助方針情報
	療育手帳情報
	調査・診断情報
	家族関係支援のためのアセスメント情報
	支援記録情報
	終結情報
	受理会議情報
	援助方針会議情報
援助・保護	援助情報
	一時保護開始情報
	一時保護終了情報
	行動記録情報
里親	里親情報（住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、勤務先）
	里親支援記録情報
	委託児童情報

諮問第979号
令和4年6月10日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 様

世田谷区長
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「児童虐待通告共通ダイヤル受付業務」における外部の電子計算機との回線結合について
(東京都委託事業者からのインターネット回線を利用した情報提供)

諮問第 9 7 9 号

「児童虐待通告共通ダイヤル受付業務」における外部の電子計算機との回線結合について

(東京都委託事業者からのインターネット回線を利用した情報提供)

令和 4 年 6 月 1 7 日
子ども・若者部児童相談支援課
児童相談所 副 所 長

1 回線結合する理由

現在、東京都が児童相談に関して実施しているLINE相談事業「子ゴコロ・親ゴコロ相談」において、世田谷区内在住者からの相談のうち、虐待が予見される事案については、東京都の委託事業者(以下「都委託事業者」という。)が世田谷区児童相談所へFAXで相談受付票を送信している。

しかし、都政の構造改革1つとして挙げられているFAXの利用削減の取組みとして、児童相談所への相談受付票の送付方法をFAXからメールへの変更を打診されているところである。

このことを受け、メール受信の方法について検討した結果、現在のFAX受信による方法と比較し、相談受付票が他の受信物や印刷物と混合してしまい、対応が遅れることを未然に防げること、また、メールで受信することでも安全に管理することができるかと判断した。

以上のことから、区の電子計算機と都委託事業者の電子計算機を回線結合する。

2 回線結合の相手方

都委託事業者(ダイヤル・サービス株式会社)

3 諮問の趣旨

本件は、メールで「子ゴコロ・親ゴコロ相談」の相談受付票を受信するため、区の電子計算機と都委託事業者の電子計算機を回線結合するものであり、世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

被虐待児童、保護者及び相談者

5 回線結合する個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

被虐待児童

氏名、性別、生年月日、住所、就学状況、虐待の状況（虐待者、虐待種別、虐待内容）

保護者

父母の氏名、生年月日、住所、電話番号、職業、家族状況、住居状況（戸建て、アパート等）

相談者

氏名、住所、電話番号、性別、年代、LINEユーザー名・ID、児童との関係

（2）件数（見込）

約10件（年間）

6 回線結合の方法

（1）都委託事業者は、パスワードをかけた相談受付票をメールに添付し、区ヘイターネット回線を通じて送信する。なお、パスワードは別途メールにて通知される。

（2）区は、区に設置されている電子計算機で都委託事業者からのメールを受信し、別途メールにて通知されたパスワードにより、相談受付票の内容を確認する。

7 相手方の個人情報の保護管理体制

（1）個人情報保護管理に関する社内規程が定められ、個人情報保護の管理体制が確立されている。

（2）情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である「ISO27001」の認証を取得している。

8 区の個人情報の保護管理体制

区の情報セキュリティ対策基準及び児童相談所副所長の情報セキュリティ実施手順書を遵守する。

9 回線結合の開始時期及び期間

令和4年7月から継続して行う。

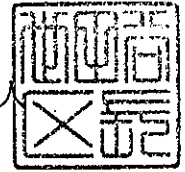
諮問第980号

令和4年6月10日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 様

世田谷区長

保坂展



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「地域振興及び地区カルテ業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(世田谷区スマートフォン講座実施業務委託の実施)

諮問第980号

「地域振興及び地区カルテ業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(世田谷区スマートフォン講座実施業務委託の実施)

令和4年6月17日
地域行政部地域行政課
各総合支所地域振興課

1 委託の件名

世田谷区スマートフォン講座実施業務委託

2 委託の内容

行政のデジタル化が進む中で、インターネットやコンピューターを使える区民と使えない区民との間に生じる情報格差(デジタルデバイド)の解消は重要な課題であることから、高齢者がスマートフォンの基本的な操作を習得し、スマートフォンの使用への不安感の軽減を図るため、基礎講座及び操作相談会を外部委託により実施する。

また、本事業を通じた受講者と地域住民とのコミュニティの醸成を目的として、操作サポーターを基礎講座に配置する。操作サポーターは講師の説明に沿って、受講者への簡易な操作補助を行う。

なお、区が受講者及び操作サポーターの募集を行い、とりまとめた後、各会場の区のまちづくりセンターから委託先へ名簿を引き渡す。当該名簿は、基礎講座及び操作相談会の終了後、まちづくりセンターが速やかに回収する。

3 諮問の趣旨

本件は、スマートフォン講座を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

- (1) 基礎講座及び操作相談会の受講者
- (2) 区が募集する操作サポーター

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

- (1) 個人情報の項目
 - ・区から委託先へ提供するもの

氏名

- ・委託先が本人から収集するもの
なし
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの
なし

(2) 件数 (見込み)

受講者 約 1,680 件 (年間)

操作サポーター 約 420 件 (年間)

6 個人情報を取り扱う場所

講座の実施場所

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

文書による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

なし

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報保護管理に関する社内規程が定められ、委託業務従事者への教育を徹底している等、個人情報保護の管理体制が確立されている。

(2) 基礎講座及び操作相談会における名簿の取扱いには十分に注意し、第三者の手に渡ることのないよう、区が回収するまで厳重に管理する。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和4年8月から継続して行う。

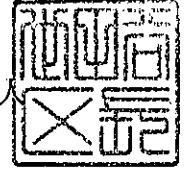
13 委託先 (参考)

未定

諮問第981号
令和4年6月10日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 様

世田谷区長
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第8条第2項第6号、第16条第1項第4号及び第18条第3号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部提供、本人外収集及び外部の電子計算機との回線結合に伴う個人情報の保護措置について
(メールを利用した社会福祉協議会との行方不明者等情報の共有)

諮問第981号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部提供、本人外収集及び外部の電子計算機との回線結合に伴う個人情報の保護措置について
(メールを利用した社会福祉協議会との行方不明者等情報の共有)

令和4年6月17日
高齢福祉部介護予防・地域支援課

《諮問の理由及び趣旨》

区は現在、認知症又はその疑いがあり、徘徊等により行方不明になった人(以下「行方不明者等」という。)が発生した場合に、区市町村等関係機関向けの行方不明認知症高齢者等情報共有サイト(以下「情報共有サイト」という。)にて行方不明者等の情報共有を行っている。

また、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)では、行方不明者等が発生した場合、自主運営する「メールSOSネットワーク」を活用し、事前に登録した地域福祉推進員や民生委員・児童委員等の発見協力者向けに、行方不明者等の情報をメールで配信し、早期発見・保護につなげる取組みを行っている。

上記のとおり、現在、区又は社会福祉協議会に対して行方不明者等が発生したと情報提供があった場合、それぞれのネットワークにのみ情報共有されている。しかしながら、行方不明者等は、外出したものの行き先が分からなくなり、広範囲に移動する場合も多いため、早期に発見・保護するためには、搜索の網の目を広げる必要がある。そのため、区又は社会福祉協議会のいずれかに入った行方不明者等の情報を互いに共有し、情報共有サイト及び「メールSOSネットワーク」の双方を活用することで、行方不明者等の迅速な発見・保護につなげていく。この仕組みにおいて、区と社会福祉協議会との間で行方不明者等の情報を共有するにあたり、メールを活用することで迅速な対応を図る。

なお、情報共有にあたっては、行方不明者等の家族やケアマネジャー、本人が利用している施設職員等から警察署への届出を済ませたものに限る。

本件は、行方不明者等の個人情報を本人の同意を得ずに外部に提供するものであり、世田谷区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第16条第1項第4号の規定に基づき諮問する。

また、本件は、行方不明者等の個人情報を本人の同意を得ずに収集するものであり、条例第8条第2項第6号の規定に基づき諮問する。

また、本件は、区の電子計算機と社会福祉協議会の電子計算機との回線結合を行うものであり、条例第18条第3号の規定に基づき諮問する。

第1 外部提供に伴う個人情報の保護措置について

1 外部提供する相手方

社会福祉協議会

2 対象となる個人の範囲

本人の家族、ケアマネジャー、本人が利用している施設職員等から依頼のあった行方不明者等

3 外部提供する個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、性別、行方不明になった日時・場所・状況、本人の行きそうな場所、過去に保護された場所等、特徴、服装、持ち物、認知症の有無、警察への届出の有無、名前・住所が言えるかどうか、肖像

(2) 件数(見込)

約10件(年間)

4 外部提供の方法

メールによる

5 提供先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報の収集、管理並びに利用及び提供に関する内部規程が定められ、個人情報保護の管理体制が確立されている。

(2) 事態が解決した場合には、区からの依頼に基づき、提供された個人情報を削除する。

6 外部提供の開始時期及び期間

令和4年7月から継続して行う。

第2 個人情報の本人外収集について

1 本人外収集の相手方

社会福祉協議会

2 対象となる個人の範囲

第1の2のとおり

3 本人外収集する個人情報の項目及び件数

- (1) 個人情報の項目
第 1 の 3 (1) のとおり
- (2) 件数 (見込)
約 5 件 (年間)

- 4 本人外収集の方法
メールによる

- 5 本人外収集の開始時期及び期間
第 1 の 6 のとおり

第 3 外部の電子計算機との回線結合について

- 1 回線結合する相手方
社会福祉協議会

- 2 対象となる個人の範囲
第 1 の 2 のとおり

- 3 回線結合する個人情報の項目及び件数
 - (1) 個人情報の項目
第 1 の 3 (1) のとおり
 - (2) 件数 (見込)
約 1 5 件 (年間)

- 4 回線結合の方法
インターネット回線による

- 5 相手方の個人情報の保護管理体制
第 1 の 5 のとおり

- 6 区の個人情報の保護管理体制
区の情報セキュリティ対策基準及び介護予防・地域支援課の情報セキュリティ実施手順書を遵守する。

- 7 回線結合の開始時期及び期間
第 1 の 6 のとおり

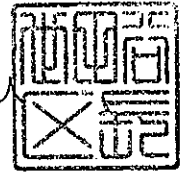
諮問第982号

令和4年6月10日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 様

世田谷区長

保坂展



世田谷区個人情報保護条例第15条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について
諮問します。

記

「介護保険業務」における個人情報の「高齢者・障害者保健福祉業務」への目的外利用
について

(高齢者福祉サービスの事務事業見直しに向けた状況把握及び分析の実施)

諮問第982号

「介護保険業務」における個人情報の「高齢者・障害者保健福祉業務」への目的外利用について

（高齢者福祉サービスの事務事業見直しに向けた状況把握及び分析の実施）

令和4年6月17日
高齢福祉部高齢福祉課
高齢福祉部介護保険課

《事業の概要》

現在、区の65歳以上人口は約18万6千人だが、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年には、約24万9千人まで増え、このことに伴い高齢者福祉サービスの事務事業経費も増加していくことが見込まれる。

区が、高齢者福祉の充実を目的に実施してきた様々な独自サービスは、制度開始以来、高齢者の生活を支えるサービスとして定着し、利用されてきたが、高齢者を取り巻く社会状況は大きく変化し、高齢者や家族のニーズも多様化している。

こうした中、高齢者の生活を支えるために必要なサービスの提供を続けていくために、「介護保険業務」及び「高齢者・障害者保健福祉業務」の情報を統合し、個人が特定できる情報を取り除いた上で、統計情報として利用することで、高齢者の心身の状態、世帯の状況、すまい（居住環境）、経済（所得、扶助等）、サービスの利用（併用）状況など様々な側面から現状を把握するとともに課題を分析し、持続可能な高齢者福祉サービスの提供体制の整備に向けて事務事業見直しに取り組む。

1 目的外利用する理由

高齢者福祉サービスの事務事業見直しに向けた状況把握及び分析のため、「介護保険業務」で管理している介護保険の要介護（支援）認定者の個人情報を目的外利用する。

2 諮問の趣旨

本件は、「介護保険業務」で管理している個人情報を「高齢者・障害者保健福祉業務」において目的外利用するものであり、世田谷区個人情報保護条例第15条第1項第4号の規定に基づき諮問する。

3 保有課及び保有課の業務名称

高齢福祉部介護保険課：介護保険業務

4 利用課及び利用課の業務名称

高齢福祉部高齢福祉課：高齢者・障害者保健福祉業務

5 対象となる個人の範囲

介護保険の要介護（支援）認定者

6 目的外利用する個人情報の項目及び件数

（1）個人情報の項目

整理番号（宛名番号）、申請種別（新規、更新、認定区分変更の別）、サービス種別（訪問介護、通所介護等利用しているサービスの種類）、給付費（介護保険サービスの利用実績）、保険料段階、介護保険負担割合、利用者負担軽減の有無、認定調査情報（視力、聴力、排尿、排便、日常生活自立度（認知症高齢者、障害高齢者）等）

（2）件数（見込み）

約41,000件

7 利用の方法

利用課は、保有課の承諾のもと、対象者のデータを抽出し、利用課が保有するデータと統合のうえ統計処理を行う。個人が特定できる情報を取り除いた上で、基礎データとして事務事業見直し及び新たな施策の検討に活用する。

8 利用の開始時期及び期間

令和4年6月17日から継続して行う。

諮問第983号

令和4年6月10日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 様

世田谷区長

保坂展



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
((仮称) 世田谷区緊急時バックアップセンター運營業務委託)

諮問第983号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
((仮称) 世田谷区緊急時バックアップセンター運營業務委託)

令和4年6月17日
障害福祉部障害施策推進課

1 委託の件名

(仮称) 世田谷区緊急時バックアップセンター運營業務委託

2 委託の内容

国は、障害者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における居住支援等のあり方について検討し、全国の自治体に向けて、地域生活支援拠点等の整備について方針を示し、各自治体における整備促進を図っているところである。

こうした中、区では、地域生活支援拠点等の整備について、せたがやノーマライゼーションプランに位置付け、区内障害福祉サービス事業所や障害福祉施設等の持つ機能を最大限活用しながら、相談や緊急時の受け入れ対応、地域と連携した支援体制づくり等に取り組んでいる。その一環として、令和4年8月より、障害者の緊急時の短期入所施設等への受け入れの調整や、居宅介護事業所等と専門サポーターの手配・調整等を24時間体制で行う(仮称) 世田谷区緊急時バックアップセンター(以下「センター」という。) を設置し、その運營業務を外部委託する。

主な委託内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急時の短期入所施設への受け入れ・調整
- (2) 介護タクシー等の手配・調整
- (3) 専門サポーターの手配・調整
- (4) 登録利用者情報の管理・提供
- (5) 関係者連絡会の開催

3 諮問の趣旨

本件は、センター運營業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

センターの利用を希望し、事前に申請を行った障害者及びその家族等

- 5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数
- (1) 個人情報の項目
- ・区から委託先へ提供するもの
氏名、住所、生年月日、年齢、性別、電話番号、家族状況、障害状況、医療情報、
介助内容、関係機関(通所・通学先、かかりつけ医等)の名称・連絡先等、緊急連絡
先
 - ・委託先が本人から収集するもの
上記と同項目
 - ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの
上記と同項目
- (2) 件数(見込み)
- | | |
|---------|---------|
| 令和4年度 | 約700件 |
| 令和5年度以降 | 約3,500件 |
- 6 個人情報を取り扱う場所
委託先の施設
- 7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無
あり
- 8 委託先との個人情報の授受の方法
口頭、文書及び電磁的記録媒体による
- 9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無
あり
- 10 委託先の個人情報の保護管理体制
- (1) 個人情報保護に関する社内規程が定められ、社内教育が徹底されているなど個人情報の保護管理体制が確立している。
- (2) 個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は、施錠できるキャビネット等に保管している。
- (3) 電子計算機の操作は、ID及び暗証番号を設定することにより操作者を限定する。
- (4) 権限のない者によるアクセスやデータの改ざんが行われぬよう必要なセキュリティ設定がされている。
- 11 委託の条件
- 個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

- 12 委託の開始時期及び期間
令和4年8月から継続して行う。
- 13 委託先（参考）
未定

諮問第984号
令和4年6月10日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 様

世田谷区長
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「生活保健業務」における外部の電子計算機との回線結合について
(犬のマイクロチップ情報登録システムを利用した申請・届出受付の実施)

諮問第984号

「生活保健業務」における外部の電子計算機との回線結合について
(犬のマイクロチップ情報登録システムを利用した申請・届出受付の実施)

令和4年6月17日
世田谷保健所生活保健課

《事業の概要》

令和4年6月1日より、一部改正された動物の愛護及び管理に関する法律が施行され、犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、取得してから30日以内(それ以前に当該犬猫を譲渡するときはその日まで)に、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、その情報を環境省が整備するデータベース(以下「マイクロチップ情報登録システム」という。)に登録しなければならない。

また、それに伴い、狂犬病予防法上の特例措置として、犬の登録手続の簡略化に関する制度が設けられる。特例措置の概要は以下のとおり。

環境省は、犬猫等販売業者や飼い主がマイクロチップ情報登録システムに登録した際、その登録情報についてシステムを介して区に通知する。区は、環境省からの通知をもって、区に犬の登録申請をしたものとみなし、犬に装着されたマイクロチップを狂犬病予防法上の犬の鑑札とみなす。区は、通知をもとに犬の所有者からの犬の登録申請情報を取得し、区の既存システム(生活保健システム)に入力する。

1 回線結合する理由

飼い主の利便性向上、行政手続コストの削減のため、マイクロチップ情報登録システムから犬の登録情報を取得し、区の既存システム(生活保健システム)に入力するため。

2 回線結合の相手方

環境省(環境大臣指定登録機関(公益財団法人日本獣医師会)が運営管理)

3 諮問の趣旨

本件は、狂犬病予防法上の特例措置に基づく犬の所有者からの犬の登録手続の簡略化に対応するにあたり、区の電子計算機と環境省が整備するマイクロチップ情報登録システムを回線結合するものであり、世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

世田谷区内でマイクロチップを装着した犬を所有する者

5 回線結合する個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

犬の所有者の氏名・住所・電話番号、犬の所在地、犬のマイクロチップ識別番号、犬の名、犬の生年月日、犬の性別、犬の品種、犬の毛色、犬の特徴となるべき事項、犬の登録年月日及び登録番号

(2) 件数

約10,000件(年間)

6 回線結合の方法

区の電子計算機と環境省が整備するマイクロチップ情報登録システムをインターネット回線で接続する。

7 相手方の個人情報の保護管理体制

(1) ネットワークセキュリティ

区の端末、その他自治体等からの端末からマイクロチップ情報登録システムへの接続は、インターネットの暗号化通信により接続する。

自治体からのシステム初回ログイン時、又は初めて使用する端末のログイン時には、ID・パスワード認証の他、メール確認による2要素認証を行う。初めて使用する端末はcookieにより判別するため、cookieが保存されないインターネットVDIを使用する際には、毎回メール認証が求められる。

(2) データベースセキュリティ

ウェブサーバと個人情報を保管するデータベースサーバは分離しており、データベースサーバは内部側のネットワークセグメントに配置され、インターネットの端末等からは直接アクセスできない。

(3) 不正アクセス・ウイルス対策

SIEM(Security Information and Event Management)の活用により効率的にサイバー攻撃等のセキュリティインシデントの発生を常時監視する。利用者の操作をログに記録し、不正な利用がないか監視する。すべてのサーバ内に侵入検知、遮断対応やファイアウォール、ログ監視、ウイルス対策などを行うセキュリティ統合ソフトウェアを導入し、不正プログラム対策、侵入検知、保護を実施する。

8 区の個人情報の保護管理体制

(1) 区の情報セキュリティ対策基準及び生活保健課の情報セキュリティ実施手順書を遵守する。

(2) マイクロチップ情報登録システムの操作者を限定するとともに、本システムにアクセスできるID及びパスワードを厳重に管理する。

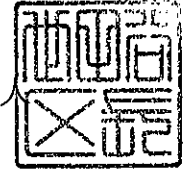
9 回線結合の開始時期及び期間

令和4年7月1日から継続して行う。

諮問第985号
令和4年6月10日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 様

世田谷区長
保坂展



世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「結核予防業務」における外部の電子計算機との回線結合について
(オンラインを活用した結核患者の支援事業)

諮問第985号

「結核予防業務」における外部の電子計算機との回線結合について
(オンラインを活用した結核患者の支援事業)

令和4年6月17日
世田谷保健所感染症対策課

1 回線結合する理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14では、保健所が結核の患者を支援する旨が規定されている。現在、区では自宅への訪問又は電話による支援を行っている。

しかし、区職員の訪問や区からの電話により、自分の症状を周囲に知られることを心配する区民や、電話という通信手段を持たない区民がいることから、より幅広い支援方法を提供することが求められている。

そこで、結核の患者を支援する仕組みとして公益財団法人結核予防会がインターネット上で提供している「飲みきるミカタ」を活用し、オンラインでの支援を行うため、回線結合を行う。

2 回線結合の相手方

公益財団法人結核予防会

3 諮問の趣旨

本件は、区の電子計算機と公益財団法人結核予防会の電子計算機を回線結合するものであり、世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

「飲みきるミカタ」を利用する結核の患者で、かつ、その仕組みを介して区の支援を希望する者(以下「利用者」という。)

5 回線結合する個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

利用者の登録名(ニックネーム)、治療薬の種類、服薬日、服薬状況の確認内容

(2) 件数

約20件(年間)

6 回線結合の方法

(1) 利用者は、「飲みきるミカタ」に登録するときに「支援者の項目」に世田谷保健所

感染症対策課のメールアドレスを設定する。

- (2) 利用者が「飲みきるミカタ」に服薬状況を登録すると、飲みきるミカタの仕組みから世田谷保健所感染症対策課のメールアドレスあてに、「登録名(ニックネーム)」、「治療薬の種類」、「服薬日」及び「チャットルームのリンク」が送信される。
- (3) 区は、必要に応じて、チャットルームにおいて利用者に対してメッセージを送信し、服薬状況を確認する。

7 相手方の個人情報の保護管理体制

区の端末からサーバまでの通信は、第三者に解読されることのないよう、暗号化するとともに、アクセス制限を講じている。また、バックアップを多重化し、データ消失を防いでいる。

8 区の個人情報の保護管理体制

区の情報セキュリティ対策基準及び感染症対策課の情報セキュリティ実施手順書を遵守する。

9 回線結合の開始時期及び期間

令和4年9月から継続して行う。